

甲府市議会における大規模災害発生時の対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、甲府市において大規模災害が発生したときに、甲府市議会が甲府市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、甲府市議会議員(以下「議員」という。)自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 甲府市議会議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、甲府市議会内に甲府市議会災害対策支援本部(以下「支援本部」という。)を設置することができる。

2 議長は、支援本部を設置したときには、速やかに議員及び関係者にこれを周知するものとする。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、支援本部長、副支援本部長、支援本部役員及び支援本部員をもって構成する。

2 支援本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、支援本部役員及び支援本部員を指揮監督する。

3 副支援本部長は、甲府市議会副議長(以下「副議長」という。)をもって充て、支援本部長を補佐し、支援本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 支援本部役員は、各会派の代表をもって充て、支援本部長及び副支援本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

5 支援本部員は、支援本部長、副支援本部長及び支援本部役員を除くすべての議員をもって充て、支援本部長の命を受け支援本部の事務に従事する。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援本部員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、支援本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 支援本部員からの情報を把握し、必要に応じて市対策本部に提供すること。
- (4) 必要に応じて支援本部員を班編成し、被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (6) その他、支援本部長が必要と認める事項に関すること。

(支援本部員の対応)

第5条 支援本部員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所または連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 支援本部より情報の提供を受けること。
- (3) 被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部へ報告すること。
- (4) 被災地及び避難所等における活動に協力すること。

(5) 被災者に対する相談及び助言を行うこと。

(市対策本部への要請等)

第6条 市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言については、支援本部長を通じて行う。

(市対策本部との協議)

第7条 市対策本部から支援本部としての判断を求められた場合は、支援本部長が対処するものとする。

(支援本部員の参集)

第8条 支援本部長は、支援本部員の参集を求めることができる。

(議会局の対応)

第9条 議会局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 議会局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部への情報提供を行う。

(2) 市対策本部初動体制職員以外の事務局職員は、支援本部長の指揮監督のもと支援本部の事務に従事する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、支援本部長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年2月1日から実施する。

2 この要領は、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

甲府市議会における大規模災害発生時の対応要領(フロー図)



